

浦安市いけがき設置奨励事業補助金

申請の条件

- | | |
|-----------|--|
| 申請者の資格 | ◆市内に居住し、市の住民基本台帳に記録、または外国人登録原票に登録されている方 |
| 対象となるいけがき | ◆住宅を目的とした建物の用地の周囲に設置し、長さ1m以上
◆外から見える部分の高さが90cm以上
◆いけがき1mにつき樹木が3本以上（ただし葉張り45cm以上の樹木の場合は2本以上）
◆樹木が健全であること |
| その他 | ◆過去に補助を受けていない土地であること（1用地1回限り）
◆申請者が居住する建物であること
◆いけがき設置工事前の申請であること
◆いけがき設置後の管理を適正に行えること
◆いけがき工事の領収書等（写）が用意できること |

※いけがき樹木や工事業者に市の指定はありません。

よくある質問

質問 道路に面したところだけが対象になるのですか？

答え となりの敷地との境界に設置する場合も対象になります。

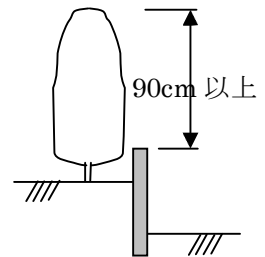


質問 業者にはたのみず、自分でいけがきを作りたいのですが？

答え 問題ありません。樹木や使用した材料の領収書を保管しておいてください。ただし、道具類は対象になりません。

質問 樹木の高さが90cm以上であれば良いのですか？

答え 宅地のブロックなどで樹木の下部分が見えない場合はその部分を除いて90cm以上になります。



質問 隣の家がブロック塀でいけがきはその内側になってしまいます。対象になりますか？

答え ブロック塀が隣の家のものであれば、対象になります。自分の敷地内の場合はいけがきが敷地の外周に設置されないこととなりますので、対象になりません。

質問 いけがきを作り替える場合は対象になりますか？

答え 対象になります。

いけがき申請の流れ

申請者

申請書の提出（工事実施前）

申請書(1号様式)に必要事項を記入の上、みどり公園課に提出して下さい。
(敷地内でのいけがき配置を裏面に記入)

工事の実施

事前調査後、工事を実施して下さい。

工事完了

工事完了後に以下の書類の用意が整いましたら、市に電話連絡して下さい。
完了検査の日程を調整します。

- ◆ 完了届(3号様式)
- ◆ 請求書(5号様式) ※2
- ◆ いけがき工事の領収書等(写) ※3

※2 本来確定通知受領後に提出して頂くものですが、事前に頂いています。そのため、日付・金額等が確定していませんので、記入しないで下さい。

※3 いけがき工事費用とその支払いを審査するものです。領収書がない場合はそれに替わるものが必要です。

補助金の交付

請求書で指定された口座に補助金が振り込まれます。 ※4

※4 振込口座の名義人が申請者と異なる場合は別に書類を提出する必要がありますのでお問合せください。

市役所

事前調査

現地でいけがき設置予定箇所の状況を確認します。(要立会)

調査結果の郵送

事前調査結果(決定通知書)の郵送 ※1

※1 この通知は申請を受付けたことを通知するものです。補助金額は完了検査後に確定します。

完了検査

現地でいけがき設置の状況を確認します。また、ご用意いただいた書類を受領します。(要立会)

確定通知書の郵送

完了検査で確定した補助金額を通知します。

1ヶ月以内

問合せ先

浦安市役所 みどり公園課

☎ 351-1111 ✉ kouen@city.urayasu.lg.jp